

新座市児童発達支援センター身体拘束等の適正化のための指針

(令和4年4月1日こども未来部長決裁)

1 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束等は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的及び精神的な弊害を理解し、身体拘束等の廃止に向けた意識を持ち、身体拘束等をしない療育の実施に努める。

(1) 療育の実施に当たっては、利用者又は他の利用者の生命若しくは身体を保護するための緊急かつやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動制限を行わない。

(2) 例外的に以下の全ての要件を満たす場合は、必要最低限の身体拘束等を行う場合がある。

ア 切迫性 生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。

イ 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。

ウ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

療育に携わる全ての職員に対し、身体拘束廃止と人権を尊重した療育を実施するため、次の職員研修を行う。

(1) 定期的な研修(年1回以上)

(2) 新たに配属された職員に対する研修

(3) その他必要と認められる外部研修への参加

3 身体拘束等を実施する場合に関する基本方針

利用者又は他の利用者の生命若しくは身体を保護するための措置として身体拘束等を行う場合は、新座市児童発達支援センター虐待防止委員会（以下「委員会」という。）において、拘束の方法、場所、時間、期間等について、十分な検討を行うものとする。その結果、身体拘束等による心身の損害より拘束をしないリスクが高い場合で、かつ、上記の全ての要件を満たした場合に限り、児童発達支援計画及び保育所等訪問支援計画により身体拘束等を行う可能性を説明した上で、保護者から同意を得るものとする。

また、身体拘束等を行った場合は、その状況や時間等を記録し、療育に携わる全ての職員で共有するとともに、委員会において、身体拘束等の事例を分析し、早期の段階での拘束解除に向けた取組についての検討を行う。

4 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

この指針を新座市児童発達支援センターに掲示するとともに、ホームページに掲載し、利用者、その家族、職員がいつでも閲覧できるようにする。

5 その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束等をしない療育を実施するため、職員が次の点を十分に議論して共通認識を持つこととする。

- (1) 他の利用者への影響を考慮して、安易に身体拘束等を行っていないか。
- (2) 緊急かつやむを得ない場合に限定して身体拘束等を実施しているか。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から実施する。

この指針は、令和7年4月1日から実施する。